

一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

一般粉じん発生施設 指定施設・特定施設	構造等の基準 (大気汚染防止法、環境の保全と創造に関する条例)
コークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置し、若しくは装炭車にフード及び集じん機を設置し、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置し、又はガイド車にこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル若しくはフィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
鉱物（含コークス。以下同じ。）及び土石の堆積場	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の部分には(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。
ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	(4) 防じんカバーでおおわれていること。
条例第6～16の項に掲げる施設	(5) 前各号に掲げる場合と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

環境の保全と創造に関する条例に基づく特別基準

工場等	特別基準
条例第1、2.4の項に掲げる指定施設を有する工場等	(1) 当該指定施設は、建物内に設置し、その建物の構造は、粉じんが大気中に飛散しない構造であること。 (2) 当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。
条例第3の項に掲げる指定施設を有する工場等	(1) 当該指定施設の粉じん発生部分には、フード等で吸引し、又は集じんする設備を設けていること。 (2) 運搬車の運行による粉じん防止のため、洗車ピット等の設備を設けていること。